後期高齢者負担率の改定方法について

- 後期高齢者の保険料の負担率と若人が負担する後期高齢者支援金(若人の保険料が財源) の負担率は、制度発足時は後期高齢者は1割、若人は約4割。
- 〇 しかし、今後、<u>後期高齢者人口は増加する一方、若人人口は減少する</u>ため、<u>後期高齢者の</u> 負担分は支え手が増えるが、若人の負担分は支え手が減っていく。

したがって、仮に後期高齢者の保険料の負担率と後期高齢者支援金の負担率を変えないこととすると、後期高齢者一人当たりの負担の増加割合と比較して、若人一人当たりの負担はより大きな割合で増加していくこととなる。

〇 このため、「若人人口の減少」による若人一人当たりの負担の増加については、後期高齢者 と若人とで半分ずつ負担するよう、後期高齢者の保険料の負担割合について、若人減少率の 1/2の割合で引き上げ、後期高齢者支援金の負担率は引き下げることとしている。

後期高齢者負担率の変化

平成20年度

平成22年度

平成27年度

<平成18年改正時の試算>

10.8%

10%

10. 26%

【参考】計算式

- (1) 平成20・21 年度における後期高齢者の負担割合: 10%
- (2)平成22年度以降の後期高齢者の負担割合: 2年ごとに、以下のとおり改定

10% + 平成20年度の若人負担割合(約4割)

× 平成20年度から改定年度までの若人減少率 × 1/2

平成20年度の若人人口 - 改定年度の若人人口

6人減少率 = _____________________

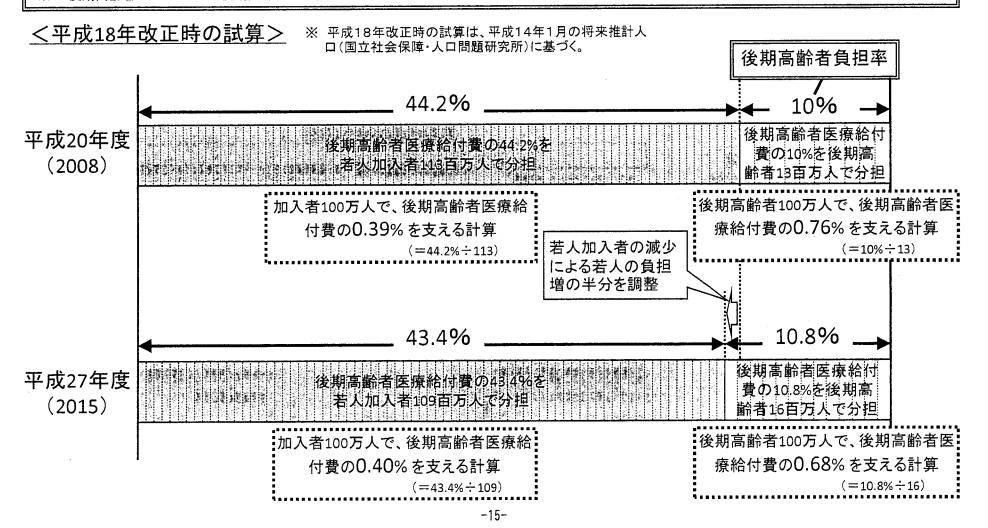
平成20年度の若人人口

(注)人口推計は「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による。 ※平成18年の法案審議時の試算

後期高齢者負担率の変動とその効果

2015年度の後期高齢者負担率は、10%→10.8%に上昇する見通しであるが、後期高齢者医療給付費の 負担割合を同じ加入者数で比較すると(例えば加入者数100万人当たり)、若人の負担割合は上昇する 一方、後期高齢者の負担割合は低下。

- ※1 若人加入者が減少し高齢者が増加するなか、若人と高齢者の1人あたりの負担の増加の公平性を図るため、長寿医療制度では、若人加入者の減少による若人の負担増の半分を後期高齢者が負担する仕組みを導入。
- ※2 後期高齢者の1人当たりの後期高齢者医療給付費を支える割合は低下する見通しであるが、後期高齢者医療費が増加するため、金額は増加する見通し。



各医療保険制度における財政調整制度について

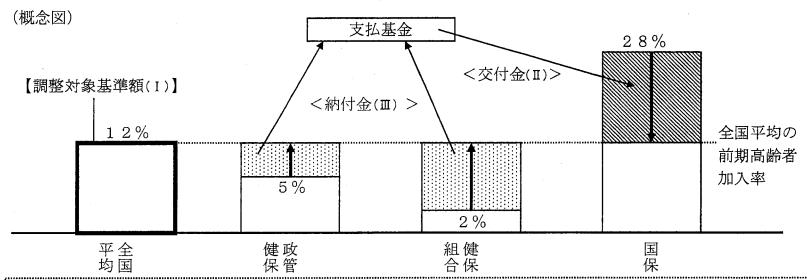
		後期高齢者医療制度	国保	協会健保	組合健保
財政	単位	都道府県単位の広域連合	市町村	都道府県支部	組合
年齢	現 役世代			都道府県支部間の年齢構成の調整	
構成の一	高齢者				
調整			後期高齢者支	接金(全保険者における0~74歳の加	1入者数による調整)
4			①前期高齢者財政	調整 (全保険者における前期高齢者	の加入率による調整)
財政力の 調整		③調整交付金 ・都道府県間の財政力の調整 ・給付費の 12 分の 1 を国が負担	・市町村間の財政力の調整 ・給付費の9%を国、7%を 都道府県が負担		サラリーマン OB についての調整) (総報酬割による財政力の調整)
	医療 関す 整	高額医療費に対する公費負担 (1件80万円超の医療費につき、国が1/4) 都道府県が1/4を負担	⑤高額医療費共同事業 ・1 件 80 万円超の医療費のリスクヘッジ ・保険料負担 1/2、国負担 1/4、都道府県 負担 1/4 ⑤保険財政共同安定化事業 ・1 件 30 万円超の医療費のリスクヘッジ ・全て保険料負担 ・人数割 1/2、医療費実績割 1/2で拠出		交付金交付事業 ・1件 100 万円超の医療費のリスクヘッジ ・各組合が財政力に応じ拠出する調整保 険料を財源とする

①前期高齢者財政調整について(全体イメージ)

前期高齢者加入率が、全国平均加入率12%を上回る保険者については交付金が交付され、下回る保険者については納付金を納付することとなる。

各保険者の納付金

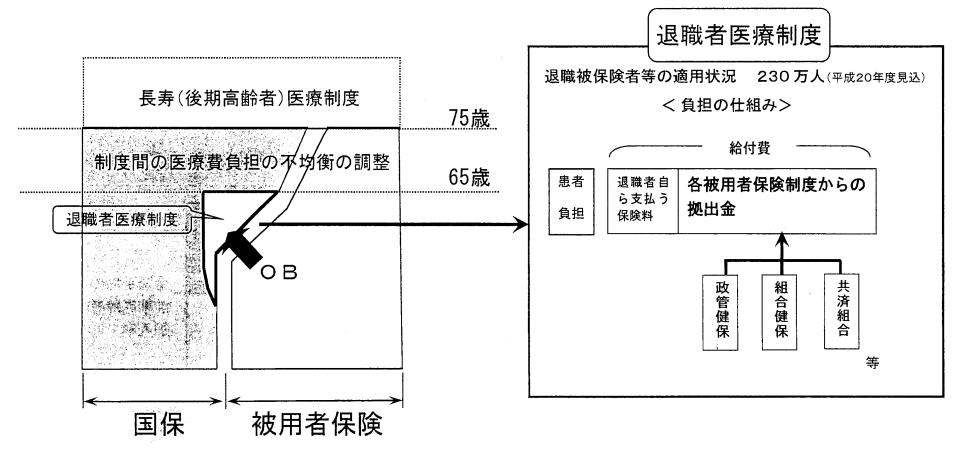
- = (当該保険者の1人当たり前期高齢者給付費)×当該保険者の0~74歳までの加入者数
 - × (全国平均の前期高齢者加入率 当該保険者の前期高齢者加入率)



※ 平成21年賦課ベースにおける前期高齢者交付金(被用者保険等→市町村国保);約2.7兆円 平成21年賦課ベースにおける前期高齢者納付金;協会けんぽ 約1.1兆円、健保組合 約1.1兆円、共済 約0.4兆円

②退職者医療制度について

- 企業を退職した方は、国保に加入する。
- そのため、65歳未満の国保加入者で被用者年金の加入期間が20年以上の方(退職被保険者)等の医療給付費については、自ら支払う保険料を除いた部分を、各被用者保険が財政力に応じて負担している。(標準報酬総額で按分)
- 平成27年度以降は、それまでの対象者(65歳未満)のみを対象とする。



③後期高齢者医療制度の調整交付金について

(高齢者の医療の確保に関する法律第95条)

交付総額

給付費総額の1/12 (ただし、現役並み所得者に係る給付費は除く。)

うち 普通調整交付金:特別調整交付金=9:1

①普通調整交付金 ・・・ 被保険者に係る所得の格差による広域連合間の財政の不均衡を是正



<u>交付の結果、同じ医療費水準であれば、広域連合の所得水準に</u>かかわらず、同じ保険料水準となる。

②特別調整交付金・・・ 災害その他の特別な事情を考慮して交付

<特別な事情>

・ 災害等による保険料の減免額、一部負担金の減免額が一定以上である場合

保険料

- ・ 流行病、災害原因疾病、地域的特殊疾病に係る額が一定以上である場合
- ・ 原爆被爆者に係る医療費の額が一定以上である場合
- ・ 療養担当手当に係る額がある場合
- ・ 結核、精神の疾病に係る額が一定以上である場合
- ・ その他特別な事情がある場合

公費

〈平均的な所得水準の保険者〉 保険料 公費

,,,,,,	
応能保険料。 (5%)	調整交付金 (8%)
応益保険料 (5%)	(076)
支援金 (40%)	定率国庫負担 (26%)
	都道府県負担 (8%)
	市町村負担 (8%)

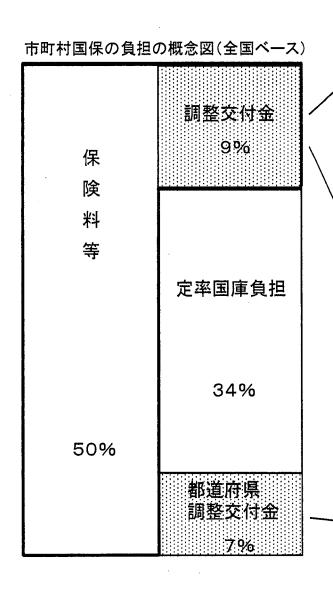
〈所得水準の低い保険者〉

保険料

〈所得水準の高い保険者〉

公費

④市町村国保の調整交付金について



普通調整交付金(概ね7%分)

「調整対象需要額」 - 「調整対象収入額」 の差額分を交付

左図のしてのう

・当該市町村の医療費水準、所得水準に応じた理の部分論上の保険料収入

・全国レベルでの調整にあたり、 当該市町村の保険給付費のうち 本来保険料により賄うべきとさ れる額の合算額

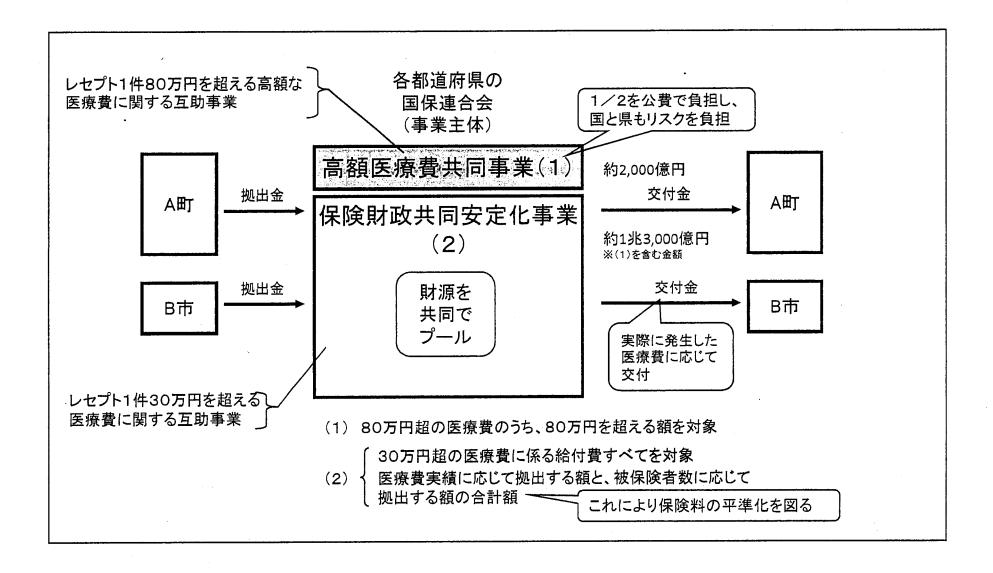
特別調整交付金(概ね2%分)

- ・画一的な測定方法によっては措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付する。
- ・特別な事情としては、次のようなものがある。 ア 災害等による保険料の減免額がある場合 イ 原爆被爆者に係る医療費が多額である場合 等

都道府県調整交付金(7%分)

・都道府県が、都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するもの。

⑤保険財政共同安定化事業等について(イメージ)



後期高齢者医療広域連合の組織形態(平成21年10月1日時点)

1. 広域連合長

都道府県庁所在地の市区町村長・・・24都道府県 その他の市区町村長・・・23都道府県

2. 議員定数

20人未満	20人~29人	30人~39人	40人~49人	56人	77人
10都道府県	21都道府県	11都道府県	3都道府県	1都道府県	1都道府県

3. 職員数

20人未満	20人~29人	30人~39人	40人~49人	50人	64人
9都道府県	23都道府県	10都道府県	3都道府県	1都道府県	1都道府県

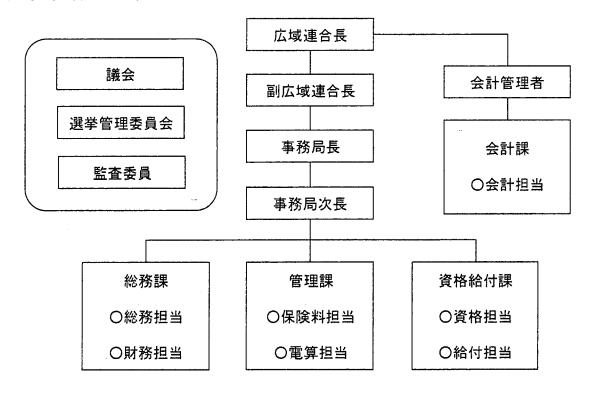
全職員数 1,282人 内訳

市区町村からの派遣	都道府県からの派遣	国保連からの派遣	その他	
1, 213人	39人	19人	11人	
47都道府県	26都道府県	12都道府県	7都道府県	

4. 広域連合の処理する事務

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務

※広域連合組織の一例



5. 後期高齢者医療制度の運営主体

後期高齢者医療制度の運営主体については、(1)広域連合の他に、(2)市町村、(3)都道府県、(4)一部事務組合が議論され、

保険料徴収等の事務は市町村が行うこととした上で、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立し、当該広域連合を運営主体とすることにより、財政運営の広域化及び安定化を図ることとされた。

<制度施行時の考え方>

- ○独自の首長及び独自の議会を持っており、保険者機能を一定程度、発揮できる。
- 〇広域連合における事務処理は、国民健康保険や老人保健制度に精通した市町村の職員が中心となって 行うことができ、保険料決定や保険料徴収等について、広域連合と市町村が密接な連携のもとに、事務 処理を行っていくことが可能である。

- 〇高齢化の進展に伴い老人医療費は増大することが見込まれており、後期高齢者医療制度の運営に当たっては、財政の安定化を図る観点から広域化を図る必要がある。
- 〇他方、保険料徴収や各種申請の受付等の窓口業務については、住民に身近な行政主体として、住民 情報を保有し、日頃から地域住民に接している市町村が担うことが適当である。
- 〇都道府県は、住民に関する基礎情報を保有せず、医療保険の事務処理に関するノウハウの蓄積もない。
- 〇また、保険料の徴収等の事務処理に関するノウハウの蓄積がなく、都道府県が、こうした事務を担うことは、現実的には困難である。

6. 広域連合の状況

全国の広域連合設立数・・・111広域連合(平成20年4月1日時点)

後期高齢者医療広域連合	介護保険又は国民健康保険 に関する事務を行う広域連合	その他の広域連合	合計
47広域連合	49広域連合	15広域連合	111広域連合

※うち介護保険に関する事務を行う広域連合:48広域連合 国民健康保険に関する事務を行う広域連合:4広域連合

広域連合の状況(例)

広域連合の名称	*** 空知中部広域連合	大雪地区広域連合	最上地区広域連合	福岡県介護保険広域連合
広域連合を組織 する地方公共団体	北海道内の6市町(1市5町)	北海道内の3町	山形県内の4町村(2町2村)	福岡県内の39市町村 (5市30町4村)
主に処理する事務	(1)国民健康保険事業に関する事務 (国民健康保険直営診療施設に係る事 務を除く) (2)介護保険事業に関する事務 (3)広域化の調査研究 など	(1)国民健康保険事業に関する事務 (2)介護保険事業に関する事務 (3)長寿医療制度に関する事務 (4)乳幼児医療給付事業、ひとり親家 庭等医療給付事業などに関する受託 事務 (5)広域化の調査研究	(1)国民健康保険事業に関する事務 (国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く) (2)重度心身障害(児)者・乳幼児及び母子家庭等医療給付事業に関する事務 (3)広域化の調査研究	介護保険事業の (1)被保険者の資格の管理に関する 事務 (2)要介護認定及び要支援認定に関する事務 (3)保険給付に関する事務 (4)介護保険事業計画の策定に関する事務 (5)保険料の賦課及び徴収に関する事務 (6)その他介護保険制度の施行に関する事務

医療保険者の広域化等の取り組み

保険財政運営の規模の適正化、地域の医療費水準に見合った保険料水準の設定のため、保険者について、都道府県単位を軸とした広域化等を推進。

市町村国保

小規模保険者 が多数存在



- 都道府県単位での保険 料平準化や財政安定化を図 るため、保険財政共同安定 化事業を実施。
- 高額医療費共同事業等の財政基盤強化策を継続。

老人保健制度

高齢者はそれぞれ国保や被用者 保険に加入



- 全ての市町村が加入 する都道府県単位の広 域連合を運営主体とす る。
- 都道府県単位の財政 運営を基本とし、都道 府県ごとに地域の医療 費を反映した保険料率 を設定。

政管健保

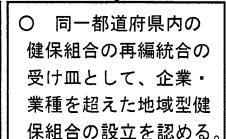
約3600万人の 加入者を有する 全国一本の保険者



- 国とは切り離した 全国単位を保険者である「協会けんぽ」を設立。
- 都道府県単位の財 政運営を基本とし、都 道府県ごとに地域の医 療費を反映した保険料 率を設定。

健保組合

小規模、財政窮迫 組合が多数存在



高齢者の医療の確保に関する法律(抄)

第一章 総則

第二章 医療費適正化の推進

第一節 医療費適正化計画等

第二節 特定健康診査等基本指針等

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

第二節 被保険者

第三節 後期高齢者医療給付

第四節 費用等

第五節 保健事業

第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会

第七節 審査請求

第八節 保健事業等に関する援助等

第九節 雜則

第五章 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務

第六章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務

第七章 雑則

第八章 罰則

附則

【参考】

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、 医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査 等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共 同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、 後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、 もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (基本的理念)

第二条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴つて生ずる心身 の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要 する費用を公平に負担するものとする。

2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、 高齢期における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会 を与えられるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度(第三章に規定する前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。(地方公共団体の責務)

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(医療の担い手等の責務)

第六条 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、前三条に規定する各般の措置、施策及び事業に協力しなければならない。